

◆他都市の平和の日条例

○ながさき平和の日条例（平成 7 年 3 月 2 3 日条例第 2 号）

(ながさき平和の日)

第 1 条 本市は、原子爆弾による被爆後 50 年のときを迎えるに当たり、長崎市民平和憲章の理念に基づき、被爆の悲惨さを忘れず、後世に語り伝え、あわせて、世界の恒久平和を念願するため、ながさき平和の日を定める。

第 2 条 ながさき平和の日は、8 月 9 日とする。

長崎原爆の日

(式典等)

第 3 条 本市は、ながさき平和の日に、原子爆弾による死没者を追悼し、かつ、被爆の悲惨さが繰り返されることのないよう恒久の平和を祈念するため、式典を実施する。

2 本市は、ながさき平和の日を中心として、平和の意識の高揚を図るための行事を実施し、又は推進する。

(委任)

第 4 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

○東京都平和の日条例（平成 2 年 7 月 2 0 日条例第 9 0 号）

東京は、今や、世界の経済社会の発展を支える大都市としての地位を占めるに至った。これは、東京の地に住み、働いてきた人々の努力の賜物である。

しかし、東京の歴史には、幾多の惨禍が刻まれている。特に、多数の都民が犠牲となった第二次世界大戦の悲惨を我々は忘れることができない。

平和は、都民すべての願いである。

東京都は、平和国家日本の首都として、世界の都市と連携し、文化交流等の推進に努め、人々の相互理解に立脚した国際秩序の形成と恒久平和の実現に貢献する責務を深く認識し、戦争の惨禍を再び繰り返さないことを誓い、ここに、東京都平和の日を定める。

(平和の日)

第 1 条 東京都平和の日は、3 月 1 0 日とする。

東京大空襲の日

(記念行事)

第 2 条 東京都は、東京都平和の日に、平和の意義を確認し、平和意識の高揚を図るため、記念行事を実施する。

(委任)

第 3 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

○沖縄市民平和の日を定める条例（平成 5 年 4 月 1 日条例第 1 8 号）

(目的)

第 1 条 この条例は、国内で唯一地上戦が行われた第二次世界大戦の教訓とそれに続く施政権分離下の生活体験を踏まえ、すべてのものを壊滅する戦争を繰り返さないとする市民の総意に基づき、日本国憲法と「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念の下に、すべての人が等しく平和で豊かな生活がおくれるまちづくりを進めるために、沖縄市民平和の日を定めることを目的とする。

(市民平和の日)

第 2 条 沖縄市民平和の日は、9 月 7 日とする。

降伏調印式が行われた日
(沖縄戦の最終的な終結)

(記念行事等)

第 3 条 沖縄市は、沖縄市民平和の日に、記念行事を行う。

2 沖縄市は、平和の尊さを広めるため平和月間を設けることができる。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。